

熱海市交通基盤検討業務委託特記仕様書

観光建設部 まちづくり課

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、熱海市(以下「発注者」という。)が業務委託する「熱海市交通基盤検討業務委託」(以下「本業務」という。)に必要な事項を定めるものとし、受注者は、当該仕様書に基づき業務を行うものとする。

(業務目的)

第2条 熱海市では、JR熱海駅やJR来宮駅を中心に市街地の交通渋滞が頻繁に発生している。都心と伊豆を結ぶ国道135号や(主)熱海函南線(県道11号)など、市内外を結ぶ道路も多くの交通が錯綜し、伊豆に向かう観光が活発化する夏季や梅まつりの開始時期など、季節やイベント時には交通渋滞が顕著である。

このことにより、日常生活や緊急車両の交通への影響に加え、本市の主要産業である観光への影響も大きくなっている。

また、現在、駅周辺や海岸エリア等で多くの公民の事業の動きがあり、これらの進展により駅周辺の交通拠点性の高まりや発生集中交通量の増加など、様々な変化が予測される。

さらに、小田原市から函南町を結ぶルートで検討が進められている伊豆湘南道路の影響についても留意が必要となっている。インターチェンジの位置は、市街地への交通流入や交通流動の変化による渋滞の悪化への懸念がある一方、近隣エリアの土地の利用価値向上といった効果も期待され、市にとっては、将来のまちづくりの観点から重要な検討課題となる。

このようなことを踏まえ、本検討では、第Ⅰ編「交通需要推計編」において、現在の交通需要特性を整理しつつ、将来の交通需要特性を推計する。さらに、第Ⅱ編「骨格的交通基盤のあり方検討編」では、土地利用と骨格的交通基盤の現況、大規模プロジェクトの動向とポテンシャルを整理し、骨格的交通基盤に係る着目点と検討の方向の検討を行い、「将来都市構造のイメージ案(タタキ台)」を作成する。

(準拠法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、熱海市業務委託契約約款の該当事項及び本仕様書によるもののほか、関係法令等に準拠して行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、本業務履行上知り得た事項について、業務中及び業務完了後においても、他に漏らしてはならない。

(業務計画)

第5条 本業務を実施するにあたり、受注者は発注者と協議の上、以下の書類を作成し、

写し一部を添えて発注者に提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 技術者経歴書及び資格証(写し)

(業務状況の報告)

第6条 受注者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連携の下で作業を履行するため、業務の進行状況を定期的に報告しなければならない。また、受注者は本業務の打合せ事項について、作業経過の報告と併せて発注者に提出するものとする。

(疑義)

第7条 本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(貸与資料)

第8条 本業務に必要な文献、図面等のうち、発注者が所有するものについては利用目的を示し、問題がない場合について貸与するが、貸与した資料については目的完了後速やかに返還しなければならないものとする。

2 資料収集方法について、個人情報を含む資料が含まれる場合、情報の漏洩を防止するために、以下の手法にて実施するものとする。

(1) 個人情報が含まれるデータについては、専用回線(LGWAN)等のセキュリティが保障される手段にて収集することを条件とする。

(2) 上記作業に必要となる、企業側におけるデータ交換用の専用回線(LGWAN)等については、受注者が準備するものとする。なお、データ交換サービス利用において、利用料等が発生する場合は、受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 本業務完了後、成果品に契約不適合が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な措置を受注者の負担において行うものとする。

2 受注者は、本業務で得られた成果品及び成果に付属する資料に関して、前項により一定期間保存しなければならない。保管期間は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務の成果品は、既に著作権を有するもの以外はすべて発注者に帰属するもの

とし、受注者は発注者の許可なく使用及び流用してはならない。

(完了)

第11 条 本業務は、成果品を提出し発注者の検査を受け、検査合格により完了とする。

(納期及び納入場所)

第12 条 本業務の納期及び納入場所は以下のとおりとする。

(1)納 期:令和9年3月26 日

(2)納入場所:熱海市 観光建設部 まちづくり課

第2章 業務概要

【第Ⅰ編 交通需要推計編】

1. 現状の交通需要特性

(1) 人、自動車等の流れ

「伊豆東海岸都市圏都市交通マスタープラン」のマスターデータを用いて、OD調査の結果を起終点の把握に留意しつつ集計し熱海市内の人、自転車、自家用車、公共共通による交通手段別等の移動状況をグラフ及び図面に整理する。

【集計パターン案】

① 交通手段別(居住者、居住者外)

② 年齢別(居住者、居住者外)

(2) 現状の交通需要特性

分析した「人、自動車等の移動状況」に基づき、熱海市内における現状の交通需要特性を整理する。

2. 将来の交通需要特性(自動車)

(1) 現況再現モデルの作成

「伊豆東海岸都市圏都市交通マスタープラン」の自動車交通量推計データをもとに、現状の道路整備状況、現状の交通量を踏まえ、現況を再現するネットワークモデルを作成する。

(2) 将来の道路ネットワークモデルの作成

現況の道路ネットワークモデルを用いて、今後、2040年度(令和22年度)までに開通が予定されている道路を踏まえた将来の道路ネットワークモデルを作成する。

(3) 将来交通量推計

将来の道路ネットワークモデルを使用し、2040年度の将来交通量を推計し、その結果を取りまとめる。

※将来交通量の推計にあつては、第Ⅱ編で検討する「大規模プロジェクトの動向とポテンシャル」の検討結果を反映する。

【算定ケース】

① 伊豆湘南道路のICを設置しない場合のケース

② 伊豆湘南道路のICを設置する場合のケース(3ケース程度)

※ ICの設置箇所は、発注者と協議(協議の結果、ICの候補地が複数想定された場合には、上記の3ケースに限らず、市の指示するケースを全て検討すること)

(4) ICの設置による周辺への影響分析

IC が設置される場合、設置されない場合等、IC が設置されることにより、市内の道路ネットワークへの影響度合いを把握し、その結果を整理する。

【第Ⅱ編 骨格的交通基盤のあり方検討編】

1. 土地利用と骨格的交通基盤の現況

(1) 土地利用

本市の土地利用の現況を整理する。

(2) 人口とコミュニティ

人口分布、人口動態、コミュニティの実態等を整理する。

※人口動態については、町丁目別など、細かな地域区分で、これまでの人口の推移及び将来の推計を行う。将来推計にあつては、居住者等の属性に加え、立地特性や開発経緯、居住施設等のストック状況などの要素についても反映する。

(3) 都市基盤施設等

道路、上下水道の他、学校等の公共施設の現状を整理する。

※道路の実態にあつては、幅員構成や交差点形状、傾斜等から大型車等の通行可能性等を分析する。

(4) 大規模施設等

発生集中交通量への影響が想定される大規模施設の立地と交通への影響等を整理する。

交通環境や交通量との関係に留意が必要な、商業等の生活サービスの実態を整理する。

また、郊外地域に立地する大規模なリゾートマンション等の大規模施設について、用途や規模に加え、利用実態、建築年次や老朽化の状況、擁壁等の実態を整理する郊外地域に立地する大規模なリゾートマンション等の大規模施設について、用途や規模に加え、利用実態、建築年次や老朽化の状況、擁壁等の実態を整理する。

(5) 公共交通

鉄道、既存のバスなど、公共交通の実態と構想等を整理する。

2. 大規模プロジェクトの動向とポテンシャル

(1) 伊豆湘南道路の動向と影響

伊豆湘南道路に係る検討の動向と、交通の影響等について整理する。

(2) 公共プロジェクト

大規模な公共プロジェクトの動向と、交通への影響等について整理する。

(3) 民間の開発動向

民間の開発動向と、交通への影響等について整理する。

(4) 低未利用地

市営住宅の跡地などの公有地や耕作放棄地など、公民の低未利用地について整理する。

3. 骨格的交通基盤に係る着目点と検討の方向

(1) 地域の特性

上記を踏まえ、地域の特性を整理する。

(2) 検討の着目点と方向

「都市構造」及び「都市運営」の視点から、骨格的交通基盤に係る、検討の着目点と方向を整理す

る。

4. 骨格的交通基盤のあり方と将来都市構造のイメージ

(1) 骨格的交通基盤のあり方

主に、幹線道路のネットワークからなる「骨格的交通基盤のイメージ」を整理する。

(2) 生活サービスのイメージ

公共交通、商業等の生活サービスのイメージを整理する。

(3) 将来都市構造のイメージ(タタキ台)

上記の検討を踏まえ、「将来都市構造のイメージ案」を作成する。

※契約後、1週間以内に提出する業務計画書に、本市の地形的特徴やまちづくりの動向等を踏まえた「将来都市構造のイメージ案(タタキ台)」の素案を添付し、初回打合せにおいて、市と作業イメージを共有すること。

5. ヒアリングと取りまとめ

(1) 有識者ヒアリング

必要に応じて有識者等にヒアリングを行い、検討に反映する。

(2) 報告書の作成

検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

※本資料の取りまとめにあっては、必要に応じ、市の指示に従い、追加の作業を行うこととする。